

## レンタカー費用の補償対象期間の変更について

2020年1月1日以降、ご契約のしおり(約款)に規定するレンタカー費用の補償対象期間について下記の通り、一部変更いたします。

### 1. 変更の概要

2015年9月30日以前始期のご契約で、レンタカー費用に関する補償をご契約いただいている場合、ご契約のしおり(約款)において、補償の対象となる期間を、対象事故発生の日からその日を含めて30日以内と規定していますが、レンタカーを借り入れた日からその日を含めて30日目までに変更いたします。

ただし、対象事故の発生の日からその日を含めて1年を経過した日または下表に規定する期間の末日のいずれか早い日までに借り入れたレンタカーに限ります。

	ご契約のお車の損害の状態	補償の対象となる期間の末日
①	ご契約のお車の損傷を修理する場合	修理完了後ご契約のお車が被保険者の手元に戻った日
②	ご契約のお車が盗取され、かつ、発見された場合で、ご契約のお車に損傷がないとき	ご契約のお車が被保険者の手元に戻った日
③	①および②のいずれにも該当しない場合	再取得を行った日

### 2. 対象

2015年9月30日以前始期契約で、レンタカー費用に関する補償をご契約いただいている場合について、上記変更を適用いたします。

以上